

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム
(仮称)に係る取込・定型資料作成等システム運用・
機器等保守業務入札仕様書(案)

平成20年10月

厚生労働省保険局総務課

目 次

1. 調達目的	1
1.1 はじめに	1
1.2 用語の定義	2
2. 事業概要	3
2.1 事業の目的	3
2.1.1 分析内容	3
2.2 基本構想	3
2.2.1 第1フェーズの内容	4
2.2.2 第2フェーズの内容	6
3. 基本方針	6
3.1 本システムの運用・保守に当たっての基本方針	6
3.1.1 個人情報の保護	6
3.2 業務・システムの概要	6
3.2.1 業務概要	6
3.2.2 システム概要	7
3.2.3 本システムの全体像	7
3.3 運用体制と役割	9
3.4 スケジュール	10
4. 調達概要	11
4.1 調達件名	11
4.2 調達内容	11
4.2.1 役務	11
4.2.2 設置場所	11
4.3 調達範囲	11
4.3.1 本業務の責任分界点	11
4.3.2 業務範囲	12
4.4 契約	13
4.5 成果物	13
4.5.1 共通事項	13
4.5.2 成果物の修正等	13
4.5.3 プロジェクト推進に関する成果物	13
4.5.4 プロジェクト管理に関する成果物	14
4.5.5 システム運用・機器等保守業務に関する成果物	14
4.5.6 引継ぎ作業に関する成果物	16
4.5.7 その他の成果物	16

4.6	成果物の納入場所	16
4.7	検収	16
4.8	責任の所在	16
4.9	著作権等	16
4.10	機密保持	17
4.11	特記事項	17
4.11.1	政府・省庁規定への準拠	17
4.11.2	管理・調整・作業依頼	18
4.11.3	SLCP-JCF98 との対応	18
4.11.4	入札条件等	18
4.11.5	第三者委託	20
4.11.6	連絡先	20
4.11.7	設置場所の要件	20
4.11.8	環境配慮	22
5.	全体管理業務	22
5.1	全体管理業務の基本方針	22
5.2	調達する全体管理業務の範囲	23
5.3	全体管理業務の体制	23
5.4	全体管理業務の内容	24
5.4.1	システム運用・機器等保守計画の策定	24
5.4.2	作業状況管理	25
5.4.3	コスト管理	25
5.4.4	SLA（サービスレベル合意書）管理	25
5.4.5	人的資源管理	26
5.4.6	コミュニケーション管理	26
5.4.7	課題管理	27
5.4.8	リスク管理	28
5.4.9	セキュリティ管理（セキュリティ対策の基本方針を含む。）	28
6.	システム運用・機器等保守業務	29
6.1	稼働状況管理	30
6.1.1	稼働監視	30
6.1.2	ネットワーク状況監視	31
6.1.3	閾値監視	31
6.2	セキュリティ監視	31
6.2.1	ウイルス監視	31
6.3	ログ管理	31
6.3.1	ログチェック	31

6.4	全体管理業務	31
6.4.1	インシデント管理業務・窓口業務	31
6.4.2	問題管理業務	33
6.5	変更・リリース管理	33
6.5.1	変更管理	33
6.5.2	リリース管理	34
6.6	構成管理	34
6.6.1	構成管理	34
6.7	セキュリティ管理	35
6.7.1	ID 管理	35
6.7.2	パッチ適用	35
6.7.3	ウィルスパターンファイル更新	35
6.8	保全管理	35
6.8.1	取込・定型資料作成等システム用機器保守	35
6.8.2	媒体管理	36
6.9	データ管理	36
6.9.1	バックアップ	36
6.9.2	リストア	37
7.	業務運用	38
7.1	データ取込・集計・出力業務	38
7.1.1	データ取込	38
7.1.2	データ集計・出力窓口業務	39
7.1.3	データ集計・出力集計依頼管理	39
7.1.4	データ集計・出力・修正	40
7.1.5	マスタメンテナンス	41
8.	引継ぎ	42
8.1	本システム開発業者及び取込・定型資料作成等システム用機器業者からの引継ぎ	42
8.2	契約完了の翌年度の受託者への引継ぎ	42
8.3	取込・定型資料作成等システム用機器の移設支援業務	43
9.	妥当性証明	43

【参考資料】

- レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発に関する入札仕様書
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/database-system/index.html>
- レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）に係る取込・定型資料作成等システム用機器の構築に係る入札仕様書（案）
<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/shiyousho-an/080912-1.html>

1. 調達の目的

1.1 はじめに

平成 17 年 12 月 1 日に政府・与党医療改革協議会で取りまとめた医療制度改革大綱により、「医療保険事務全体の効率化を図るため、医療機関等が審査支払機関に提出するレセプト及び審査支払機関が保険者に提出するレセプトについて、平成 18 年度からオンライン化を進め、平成 23 年度当初から、原則としてすべてのレセプトがオンラインで提出されるものとする。その際には、データ分析が可能となるよう取り組む。」とされた。

また、平成 18 年 1 月 19 日には、IT 戦略本部が IT 新改革戦略を決定し、「遅くとも 2011 年度当初までに、レセプトの完全オンライン化により医療保険事務のコストを大幅に削減するとともに、レセプトのデータベース化とその疫学的活用により予防医療等を推進し、国民医療費を適正化する」ならびに「レセプトデータの学術的(疫学的)利用のため、データベースの整備及び制度的対応等を 2010 年度までに実施する」とされている。

これらを踏まえ、平成 19 年 3 月 27 日に策定した厚生労働省(以下「当省」という。)による「医療・健康・介護・福祉分野の情報化グランドデザイン」(以下「グランドデザイン」という。)において、レセプトオンライン化のための取組として「平成 20 年度末までに、全国規模でのレセプトデータの収集、分析のための体制を構築し、平成 21 年度からレセプトデータの収集・分析を段階的に実施し、平成 23 年度から当省において全国規模でレセプトデータを収集し、分析・公表を実施」する旨を明示したところである。

一方、「健康分野」においても、「平成 19 年度から、全国的規模で収集・分析すべき健康情報及び収集の仕組みについて検討を開始」し、「平成 20 年度から開始される保険者実施の健診・保健指導において、健診情報の電子的収集を開始する」こととし、「平成 21 年度には、引き続き、健康情報を電子的に収集するとともに、全国的にデータを収集して、疫学的に活用できるような方策について検討を進める」旨明示している。これを受け、全国規模でのレセプト情報及び健診・保健指導情報を電子的に収集し、医療費動向及び疾病状況等の把握並びに診療報酬改定への検討等、レセプト情報や健診・保健指導情報の有効活用を図るためのデータベースを平成 20 年度中に構築し、その運用を平成 21 年度から開始する。

1.2 用語の定義

レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）に係る取込・定型資料作成等システム運用・機器等保守業務入札仕様書（以下「本仕様書」という。）に記述する主な用語は以下のとおりである。

なお、以下の定義は、本仕様書で用いるための定義であり、今後、用語の利用方法等に見直しが行われる可能性がある。

表 1-1 用語の定義

用語	定義
本事業	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、レセプト情報及び健診・保健指導情報を分析することによって、医療サービスの質の向上、及び国民の健康の保持の推進による国民生活の質の維持・向上を目指す計画全般を指す。後述する第1フェーズ、第2フェーズの両計画を含む。
本調達	本仕様書に基づいて行なわれる取込・定型資料作成等システム運用、取込・定型資料作成等システム用機器等保守及び設置場所提供に係る業務。
本システム	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）を指す。匿名化・提供システムと取込・定型資料作成等システムの両サブシステムを合わせた総称。
受託者	本調達を受託する者。
本システム開発業者	レセプト情報・特定健診情報等データベースシステム（仮称）の開発を行う業者。
取込・定型資料作成等システム用機器業者	取込・定型資料作成等システム用機器の設置及び保守を平成20年度3月末まで行う業者。
本システム保守業者	匿名化・提供システム及び取込・定型資料作成等システムのソフトウェア保守を行う業者。
担当職員	当省保険局総務課保険システム高度化推進室に所属する本調達の担当職員。
設置場所	取込・定型資料作成等システム用機器を設置するために受託者が提供する設置場所。
取込・定型資料作成等システム用ソフトウェア	本システム開発業者が開発する取込・定型資料作成等システム用のソフトウェア。
取込・定型資料作成等システム用機器	取込・定型資料作成等システム用機器業者が構築する取込・定型資料作成等システム用ソフトウェアを稼働させるために必要なハードウェア、OS及びソフトウェア等のシステム基盤。
レセプト情報	レセプト（「診療報酬明細書」及び「調剤報酬明細書」）のうち、審査支払機関で審査を終えた電子レセプト。なお、返戻・再審査レセプトを含む。
健診・保健指導情報	特定健診・特定保健指導について、保険者が国へ実績報告する電子情報。詳細は、「特定健診・特定保健指導データのファイルイメージ（医療保険者から国への実施結果報告）」（ http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/pdf/info03d-10.pdf ）を参照すること。
健診・保健指導情報（納品用）	特定健診機関及び特定保健指導機関が、保険者に特定健診・特定保健指導の結果報告や費用請求をするための情報。詳細は、「特定健診・特定保健指導データのファイルイメージ（医療保険者への送付用）」（ http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/pdf/info03d-9.pdf ）を参照すること。

2. 事業概要

2.1 事業の目的

本システムを構築する目的は、高齢者の医療の確保に関する法律第 16 条に規定される、医療費適正化計画の作成等のための調査及び分析等を行うことにより、正確なエビデンスに基づいた効果的・効率的な施策の実施や施策の効果の検証等の評価を実施するために、全レセプト情報及び全健診・保健指導情報の収集と蓄積、分析等を行うものである。

2.1.1 分析内容

上記目的を達成するための分析内容は以下のとおり。

(1) レセプト情報に関する分析内容

すべてのレセプト情報を用いることにより、地域別、年齢別、診療内容別、男女別及び医療機関の種類別の医療費の状況等詳細な分析が可能となり、医療費の実態を詳細かつ正確に把握することができる。

(2) 健診・保健指導情報に関する分析内容

同一人物を特定した上で、健診・保健指導情報を経年的に分析することにより、生活習慣病対策による生活習慣病の発症・重症化の防止効果等を評価することができる。

(3) レセプト情報と健診・保健指導情報との突合データに関する分析内容

生活習慣病対策が医療費に及ぼす影響等について評価することができる。

2.2 基本構想

「高齢者の医療の確保に関する法律第 11 条（計画の進捗状況に関する評価）及び第 12 条（計画の実績に関する評価）において、厚生労働大臣は医療費適正化計画に関する評価を実施することと規定されていることから、第 11 条に基づく評価を、平成 22 年度に実施することを予定している。また、グランドデザインにおいても、平成 20 年度末までに、全国規模でのレセプト情報の収集・分析のための体制を構築し、平成 21 年度からレセプト情報の収集・分析を段階的に実施することとしている。

レセプト情報及び健診・保健指導情報の収集を実施するには、全国に広がる保険者、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）といった多数の機関に対して、情報を収集するためのソフトウェアを配布するとともに、各機関において稼働環境を整備しなければならず、大規模な準備が必要となる。そのため、平成 20 年度中にレセプト情報及び健診・保健指導情報の収集を行う匿名化・提供システムと、蓄積と出力を行う取込・定型資料作成等システムを構築する。これを受けて、本事業の第 1 フェーズとして、平成 21 年度からレセプト情報及び健診・保健指

導情報の収集・蓄積を開始し、その蓄積した情報を用いて分析方法を確立する。

さらに、第2フェーズにおいては、第1フェーズにて確立した分析方法を定型化することで業務を効率化するとともに、さらに高度な情報の利活用、分析を行う。そのために、本調達で構築するシステムの機能拡張等を平成21年度以降に検討することとしている。

以下にレセプト情報及び健診・保健指導情報の収集・分析の全体スケジュールを示す。

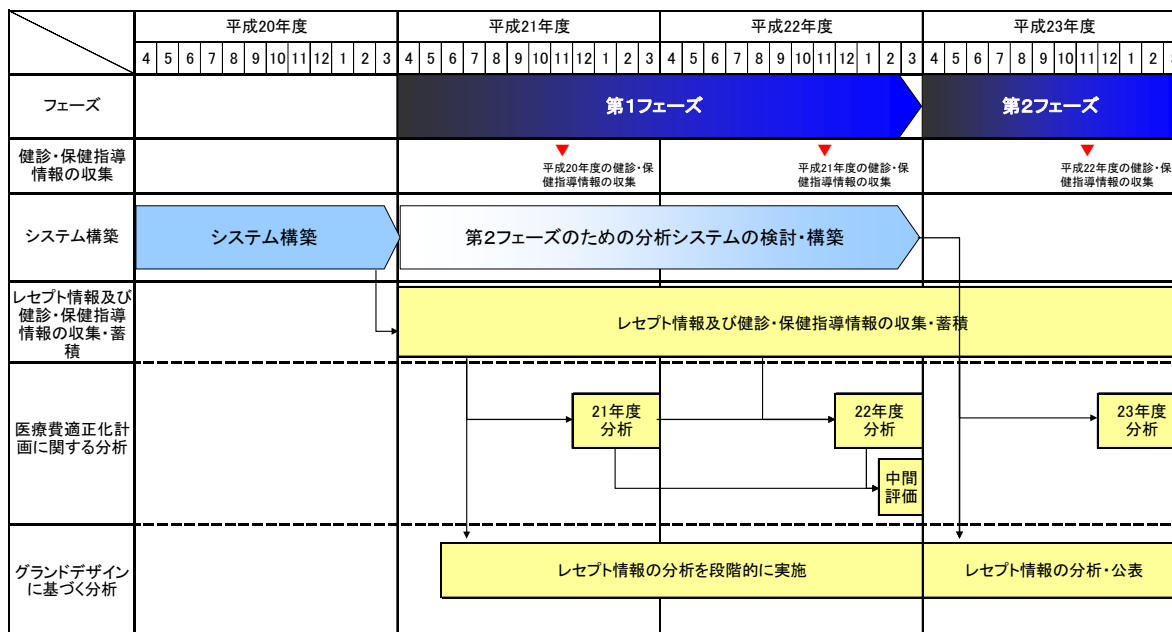


図 2-1 収集・分析の全体スケジュール

2.2.1 第1フェーズの内容

(1) 実施する分析の内容

平成22年度に実施する医療費適正化計画の中間評価に向けた分析として、第1フェーズで行う分析の内容は、以下を想定している。

- ア. 医療費適正化計画の目標達成状況
- イ. 健診・保健指導情報の都道府県別（地域別）実施状況
- ウ. 医療費に及ぼす影響に関する分析（レセプト情報と健診・保健指導情報を紐付け、特定健康診査及び特定保健指導結果と病歴や医療費との関係等）

(2) システム化の範囲

上記の分析を実施するために、平成20年度中に以下の仕組みを構築する。なお、第1フェーズ及び第2フェーズでの実現範囲について、「図2-2 段階的なシステム化のイメージ」に示す。